

「地方法人課税のあり方等に関する検討会」開催要綱(案)

1. 趣 旨

地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条、平成21年税制改正法附則第104条、税制抜本改革法及び税制抜本改革法案提出に伴う閣議決定(平成24年3月30日)を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向け地方法人課税のあり方等について幅広い検討を進める。

※平成24年3月30日閣議決定(抜粋)

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

2. 名 称

本検討会は、「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 委 員

地方財政審議会委員に加え、新たに、別紙の関連する分野の学識経験者や地方公共団体関係者を地方財政審議会令第2条に基づく「特別委員」(総務大臣任命)とし、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 会長は、検討会を召集し、主宰する。
- (2) 会長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

別 紙

地方法人課税のあり方等に関する検討会委員

(敬称略)

(地方財政審議会委員)

神野 直彦 (会長)

木内 征司

佐藤 信

中村 玲子

松本 克夫

(特別委員)

小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

関口 智 立教大学経済学部准教授

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

中里 透 上智大学経済学部准教授

沼尾 波子 日本大学経済学部教授

林 正義 東京大学大学院経済学研究科准教授

吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授

石井 隆一 富山県知事(全国知事会地方税財政常任委員会委員長)

吉田 友好 大阪狭山市長(全国市長会都市税制調査委員会委員長)

汐見 明男 京都府井手町長(全国町村会財政委員会委員長)